

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	23	担当課	子育て支援課
法令名	愛媛県災害遺児福祉手当支給規則	根拠条項	11	不利益処分の種類	災害遺児福祉手当の支給決定の取消し、手当の返還命令		
<p>〈根拠規程〉 (手当の返還) 第11条 知事は、偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、手当の支給決定を取り消し、又は既に支給した手当の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。</p>							